

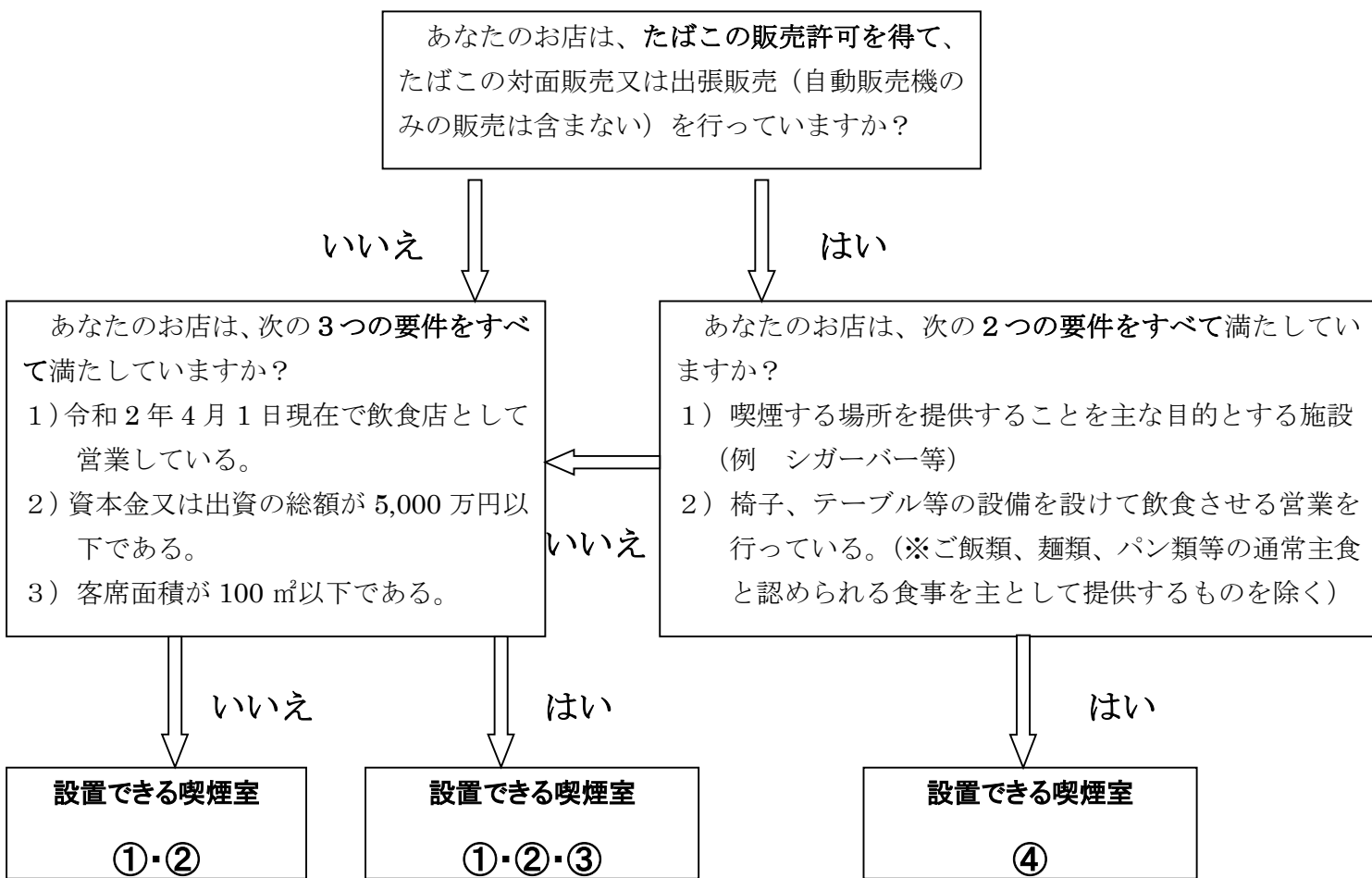
令和 2 年 4 月 1 日より、受動喫煙防止対策が義務付けられます。

飲食店を含む多くの人利用する施設は、原則屋内禁煙。

喫煙を認める場合は、喫煙室の設置が必要です。

屋内での喫煙が可能となる各種喫煙室

改正健康増進法では、要件等を満たすことによって、店内での各種喫煙室の設置も可能です。



< 喫煙室の名称 >

種類	①	②	③	④
	喫煙専用室	指定たばこ専用喫煙室	喫煙可能室	喫煙目的室
内容	喫煙のみ可 (飲食等は不可)	喫煙は「加熱式たばこ」に 限定されるが、飲食等のサービス提供が可能	喫煙に加え、飲食等のサービス 提供が可能 (所定の届出が必要)	喫煙に加え、飲食等のサービス 提供が可能
設置できる 場所	屋内の一部 (お店の全体を喫煙室にはできない)		屋内の全部または一部	屋内の全部または一部

※「喫煙可能室設置施設届出書」は市のホームページからダウンロードできます。